

はじめにご確認ください

このパンフレットを開く前にご確認ください

- このパンフレットは、少額短期保険による無配当1年定期就業不能保険のご案内資料です。  
※終身型の保険や、所得補償保険などのご案内していません。
- お求めになっている保険との合致を確認するため、まずは同封の「就業不能保険ご契約申込書」に記載されている「意向把握確認欄」をご確認(ご記入)ください。  
お求めになっている保険と合致していることを確認された後に、このパンフレットでご確認ください。

ご契約のお申込に際してご確認ください

- ご契約のお申し込みの際には、重要事項説明書(P.7~P.10)を十分にお読みください。  
※特に「4. 給付金が支払われないケース・お支払いが減額となるケース、お支払い回数の制限等」(P.7~P.8)など、お客様にとって不利益な情報が記載された部分をお読みになることは重要です。
- 他の保険からこの保険に乗り換える場合、お客様に不利益が生じる可能性があります。  
保障内容・保障条件等を十分にご確認ください。

pal\*system パルシステムの組合員または同居のご家族様限定のミニ保険

# 就業不能保険 はたらく力

ちから



## パンフレット・重要事項説明書

- P.1 保険商品のご案内(保障内容、保険料等)
- P.2 保障される場合・されない場合
- P.3 お申込の流れ / ご病気のある方の保障条件
- P.4 その他、ご確認いただきたい事項
- P.5 この保険の特徴 / 保障プランのご選択例
- P.7~P.10 重要事項説明書  
(ご契約の概要・注意喚起情報)  
(反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項)  
(個人情報保護方針)

pal\*systemの保険代理店のご案内します

— お問い合わせ先 [募集代理店] —

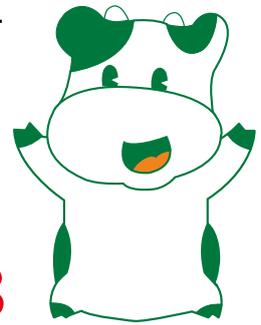
株式会社 パルふれあいサービス

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-2-6 ラクス東新宿6階



0120-399-788

月~金曜日(祝・年末年始を除く) 9:00~17:30



[引受保険会社]

LASHIC少額短期保険株式会社

本社 〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町18-1 サウスポット静岡17F

東京オフィス 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-13-6 ミツボシ第3ビル7F

TEL 050-8892-3590

# 保険商品のご案内

## ■ 保障内容・保険料

病気やケガによってあらゆる仕事にまったく従事できない状態が7日以上継続した場合に、1日目より給付金が支払われる保険です。

条件に当てはまれば入院期間のみならず自宅等での療養期間も保障の対象になります。

保障条件の項目 \ プラン名		3000コース	5000コース
就業不能給付日額		3,000円 / 日	5,000円 / 日
給付日数		1~265日	1~160日
保険料(年払) 満18~64歳		7,700円	11,700円
給付金	給付金のお支払事由		給付金額
主契約(就業不能保険) 就業不能保険給付金	<p>被保険者が、責任開始日以降に発生した傷病により、保険期間内に、あらゆる業務にまったく従事することができない状態(就業不能)となり、その期間が7日間以上継続した場合に給付金をお支払します。</p> <p>■ 具体的には、客観的かつ合理的に確認することができる、以下に該当する場合(状態・連続した期間)を「就業不能」とします。</p> <p>① 治療のため入院した場合(期間)</p> <p>② 治療上の必要から医師より絶対安静の指示を受けた場合(期間)  <small>※ 身体を動かすことが治療の妨げとなったり症状悪化の要因となることを理由として、医師から絶対安静を指示された場合(期間)</small>  <small>※ 感染症の拡大防止を目的とした外出禁止(期間)は含まれません。</small></p> <p>③ 日常生活動作に著しい支障が生じた場合(期間)  <small>※ 他人の援助を得ることなしには日常生活を営むことが出来ない状態となった場合(期間)</small></p> <p>④ 上記②③と同程度の状態であった場合(期間)</p> <p>■ お支払上の就業不能期間は、診断書を基本として判断されます。</p>		就業不能 給付日額 × 就業不能 日数

## ■ 保険期間 1年間(自動更新)

## ■ 保険料の払込方法

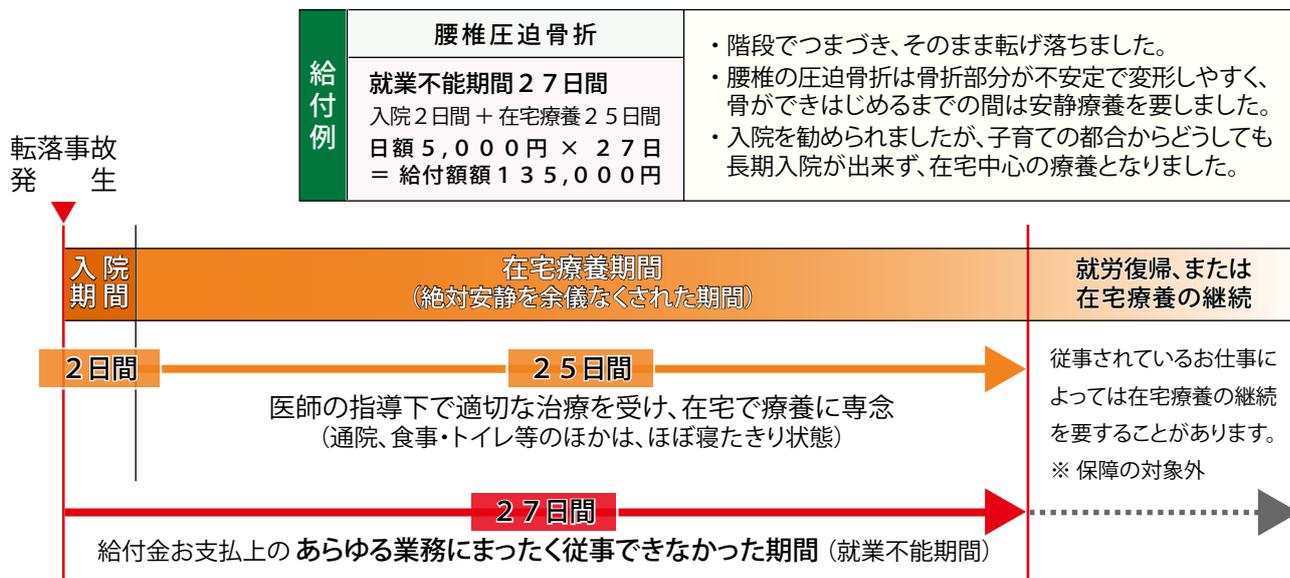
[経路] クレジットカード払  
 または  
 預金口座振替  
 [回数] 年払(一括払)

## ■ 保険に加入できる方(被保険者になることができる方)

- ・ 契約日において日本国内に在住する、パルシステム組合員または同居のご家族様で、責任開始日(または更新日)における満年齢が18歳~64歳で、お仕事に従事されている方(もっぱら家事に従事する[主婦]の方を含む)。
- ・ ただし以下に該当する方はご契約できません。
  - ① 現在、就業不能の状態である方
  - ② 現在、妊娠中の方
  - ③ 入院や手術、診断確定のための検査受診などを勧められている方・予定されている方
  - ④ すでに当社少額短期保険の被保険者となっている方
  - ⑤ 暴力団や反社会的勢力とされる団体に所属している方や関わりのある方
- ・ その他、被保険者となる方のご健康状態(現在に至る傷病歴等)によっては、保障プランの選択が制限されることや、ご契約できないことがあります。

# 保障される場合・されない場合

## ■ こんな場合に保障されます



## ■ その他、この保険ならではの保障例

顔面带状疱疹	就業不能期間 12日間 入院8日間 + 在宅療養 4日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルスによって強い痛みを伴う水ぶくれなどが生じる病気です。</li> <li>・身体の抵抗力が弱まっている状態であり、無理をすると重症化します。後遺症の発生を防止するためにも安静療養が必要でした。</li> </ul>
混合性結合組織病	就業不能期間 27日間 入院13日間 + 在宅療養 14日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己免疫が過剰になることで引き起こされる疾患です。</li> <li>・免疫を抑制するために、退院後も大量のステロイド剤を服用する治療を受けました。</li> </ul>
I GA血管炎	就業不能期間 48日間 入院26日間 + 在宅療養 22日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステロイド剤の服用量が多い時期には免疫力が低下し、感染症を引き起こしやすくなるため、服薬量がある程度の量に減るまでの間は医師から外出の禁止を指示されました。</li> </ul>

## ■ こんな場合には保障されません

※ 以下の説明のほかにも、免責条項や給付制限の条項が設けられています。重要事項説明書(→ 7ページ～)を十分にご確認ください。

### 「特定の仕事に従事できない」場合

- ・ この保険は、従事されているお仕事の内容にかかわらず一律の保険料(掛金)としており、「通勤して、一般的な事務の仕事に従事できない程度の状態」を保障対象とするねらいで制度設計されています。傷病後の復職時期は、「体を使う仕事」と「事務仕事」では異なることがありますが、給付金のお支払上は「この仕事だから従事できない」ことは考慮されません。 ※ この点は類似する他の保険と異なっている可能性があります。ご注意ください。

### 客観的かつ合理的に「就業不能の状態であったこと」が確認できない場合(期間)

- ・ 大きな病気やケガをした後には「大事をみる」ことがありますが、「自己の判断で療養した期間」は、客観的かつ合理的に必要な確認できず、お支払できないことがあります。
- ・ その他、医師の所見(診断書の記載)を含め、客観的かつ合理的に、当社の定義する就業不能の状態であったことを確認することができない場合には、お支払できないことがあります。

### 短期間の就業不能

- ・ 就業不能の状態が7日以上継続することが要件となります。難しい病気であっても、大きな手術であっても、7日間を経ることなく日常生活ができるまで回復されるのであれば、保障の対象になりません。



## その他、ご確認いただきたい事項



### ■ 給付金が支払われない場合・お支払が制限される場合（主なもの）

※ 以下の説明のほかにも、免責や給付制限の条項が設けられています。  
重要事項説明書（→ 7ページ～）を十分にご確認ください。

前からあった病気など * ご契約申込時の告知対象となった傷病	お支払対象外 * その傷病の症状悪化や再発だけでなく、医学的に重要な関係にある傷病や同じ疾病群（→ 9ページ[別表3]）でくられる傷病もお支払対象外
ぎっくり腰、むちうち症など * 腰痛・背痛、腰椎捻挫等、頸椎捻挫・外傷性頸部症候群など	レントゲン・CT等により他覚的症状が認められるものを除き、お支払対象外
高所や建設現場での仕事でのケガなど / ピッケル・アイゼンを用いた登山中、パラグライダー中のケガなど * 「危険性の高い職業」に従事していたこと、危険性の高いスポーツを行っていたことによる傷病	お支払対象外 * お支払対象外となる「危険性の高い職業」「危険性の高いスポーツ」は、9ページ[別表1][別表2]でご確認ください。
インフルエンザなど * 伝染性感染症によるもの	入院を伴わない就業不能はお支払対象外 * 入院を伴っても、感染の拡大防止を目的とした入院期間はお支払対象外
妊娠や出産に伴う病気など * 切迫流産、切迫早産、その他異常妊娠等	要因にかかわらずお支払は通算で1回まで / 労働基準法第65条に規定されている産前・産後の休職期間は給付日数に算入しない
適応障害など * 職場に行くことでストレス性の症状が発生する場合など。抑うつ症状や心身症等ストレス性疾患を含みます。	1回の保険事故につきお支払は30日まで
症状が不安定な体調不良・客観的所見に乏しい体調不良など * 更年期障害等	1回の保険事故につきお支払は30日まで
就業不能給付金の総支払回数	初回契約からの通算で3回まで（限度に達したら保険契約は終了）
就業不能給付金の総支払金額	初回契約からの通算で80万円まで（限度に達したら保険契約は終了）

### ■ 適切な告知のお願い

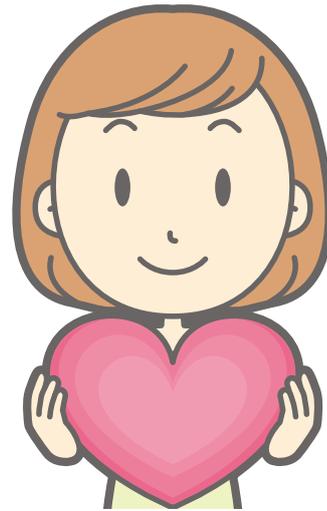
- 健康状態告知書には、ありのままの事実をお書きください。こんな場合にもご記入をお願いします。

代表的な疾患等	症状や状況、ご本人様の受けとめ方	告知の扱い
下肢静脈瘤、白内障、内痔核、慢性副鼻腔炎、子宮筋腫、子宮内腺症など	症状は自覚している。または病気があることは把握している。しかし症状が進行するまでは手術を予定しない。	告知対象です (治療中、または経過観察中)
腰椎症、気管支喘息、扁桃炎、めまい症、など	症状がひどいときには受診するが、ずっと続けて通うわけではない。	
検査数値の異常 (血圧、コレステロール値、血糖値など)	薬で数値が安定している / 受診ついでに診てもらっているだけ数値は良くないが医師から「大したことはないと言われている」	
慢性甲状腺炎(セロリ痛など)、強度の近視など	治療らしい治療は受けていないが、定期的に検査を受けている。	告知対象です (既障害部位)
先天性白蓋骨形成不全 (変形股関節症) など	特に不自由は生じていない。 / ちょっと具合が悪い程度。	
靭帯損傷、帯状疱疹など	治療を受け、完治している。	告知対象です (完治)
睡眠時無呼吸症候群、適応障害の状態、不眠・うつ病、慢性的な疲労、など	発症、またはその可能性を自覚しているが、とくに受診していない。	受診し、治療を受けてからお申込ください。

## ■ この保険の特徴

### ■ 入院や手術の保険との[プラス加入]を考慮しています

- ・ 思わぬ大きな病気やケガによる経済的リスクは、医療費などの[出費面の問題]と、アテにしていた収入が得られないことによる[収入面の問題]の二つが考えられます。
- ・ [収入面の問題]は、休職を余儀なくされることで生じますが、休職は入院ばかりではなく在宅療養でも生じます。そこで、「入院に限らず、あらゆる仕事にまったく従事できない期間を保障する医療保険」としてこの商品が開発されました。
- ・ 保障条件を絞り込むことで気軽な保険料としており、入院や手術などを保障する一般的な医療保険・共済の「プラス保障」として役立てやすくしています。



### ■ 多様な働き方を応援する保険です

- ・ 健康保険の被保険者(本人)であれば、大きなケガや病気で長期の休職を余儀なくされても、傷病手当金の受給要件を満たしていれば、それまで得ていた給料の2/3程度の給付金を、健康保険から受け取ることができます。しかし、社会保険の被扶養者の範囲で就労されている方(パート勤務の方など)には傷病手当金制度が適用されません。この保険は、そうした方を含めて、お仕事に就いているすべてのの方々に役立てていただくことができます。

### ■ 「気軽な保険料で、ほどほどの保障」を重視しています

- ・ この保険は、公的医療保険(傷病手当金制度)を補う「ほどほどの就業不能保険」とすることをねらって開発されました。
- ・ 「寝たきりになった場合などに、長期間にわたって所得が補償される保険」などとは性格が異なる、保障条件が絞り込まれたミニ保険(少額短期保険)ですが、「気軽な保険料で、ほどほどの保障」をご希望の方に役立てやすくなっています。

## 健康保険の傷病手当金制度 [ご参考情報]

病気やケガの治療のため長期休職を余儀なくされても、健康保険から給料のおおよそ2/3の給付金が受け取れます。

- ・ 健康保険<sup>※1</sup>には、病気やケガで働けなくなった場合に給料のおおよそ2/3の額を受給できる制度があります。
- ・ この制度は、被用者である被保険者(本人)が病気やケガによって4日以上にわたって無給の休職を余儀なくされた場合に、4日目以降の休職日数に応じた手当金が支給されるものです。
- ・ 短期間の療養ですむのであれば有給休暇を取得して<sup>※2</sup>収入減を回避できるかもしれませんが、無給での休職が続けば生活が困窮しかねません。しかしある程度の収入が補われれば安心して治療に専念することができます。
- ・ なお、業務中や通勤時の災害による病気やケガでの休職については、労災保険の休業(補償)給付制度が適用されます。

- ※1 市区町村の国民健康保険や、その他の国民健康保険の一部にはこの制度がありません。
- ※2 有給休暇を優先取得しなければならないものではありません。

### 給付日額の計算方法

$$\frac{\text{支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額}}{30日} \times \frac{2}{3}$$

計算例 ※ 平均月収30万円の方が30日間連続で休職した場合

$$\text{給付日額} \quad 30\text{万円} \div 30\text{日} \times 2/3$$

×

$$\text{給付日数} \quad 30\text{日間} - \text{待機期間} 3\text{日間}$$

||

$$\text{給付金額} \quad 18\text{万円}$$

※ 計算過程の端数を考慮せず

※ 以上は公的制度の概要を説明するものです。各制度には詳細な適用要件があるため、傷病手当金の詳細についてはご加入の健康保険(保険者)に、労災保険については労働基準監督署にお問い合わせください。

## ■ 保障プランのご選択例

- この保険の給付日額は、3,000円または5,000円となっています。  
保障の必要額をご検討される上で、以下のご選択例を参考にしてください。
- ※ この保険が「あらゆる仕事に従事できないこと」を基準としているのに対して、傷病手当金(→ 5 ページ参照)は「現在就いている仕事に従事できないこと」が基準となっています。この点ご注意ください。
- ※ 以下はおおよその説明です。病気やケガで休職となっても以下の説明に合致しないことがあります。  
また、傷病手当金の受給見込額は、待機期間を考慮せずに単純に「月収の2/3」で計算しています。

	月収例	保障の必要見込み額	プランご選択例	保障の必要額の根拠
A	10万円	1日あたり 3,333円	日額 3,000円 プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>10万円を30日で割ると、3,333円になります。</li> <li>年間収入が130万円未満の、被扶養者の範囲でのパート就労を想定しました。 130万円を12ヶ月で割ると約10万8千円になります。 ※ 社会保険の適用(不適用)は年収以外に詳細な要件があります。</li> </ul>
B	26万円	1日あたり 2,889円	日額 3,000円 プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>26万円を30日で割ると8,667円になります。</li> <li>傷病手当金が受給できる場合の受給日額は、26万円 ÷ 30日 × 2/3 = 5,778円となります。</li> <li>[収入の期待]との差額(保障の必要額)は、8,667円 - 5,778円 = 2,889円と見積ることができます。</li> </ul>
C	44万円	1日あたり 4,889円	日額 5,000円 プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>44万円を30日で割ると14,667円になります。</li> <li>傷病手当金が受給できる場合の受給日額は、44万円 ÷ 30日 × 2/3 = 9,778円となります。</li> <li>[収入の期待]との差額(保障の必要額)は、14,667円 - 9,778円 = 4,889円と見積ることができます。</li> </ul>

### LASHIC(ラシク)の就業不能保険は「ほどほどの保障」とするために、こんな点を重視しています

#### 誰にとっても参加しやすいこと

LASHIC(ラシク)の就業不能保険は、働く人どうして経済的リスクをシェアするしくみです。どなたにも参加しやすい「ほどほどの保障」とし、また持病のある方でも参加できるようにしています。

#### 公的医療保険の不足を補う役割を果たすこと

日本の公的医療保険(健康保険)は保障内容が充実しています。民間の医療保険・共済はその不足を補うものであり、「ほどほどの保障」でもしっかり役割を果たせるはずです。

#### 心から「健康で何より」と思うことができる保険料

「イザというときにたすかる」のが保険ですが、多くの加入者にとっては「保険料を払い続けたのに何も起きなかった」となるのも保険です。「何も起きなかった」ことで「助ける側」に立つことにはなりますが、その場合の負担感が強くなりすぎないように「ほどほどの保険料」とすることを重視しています。

#### リスク対策の「素材」として役立てやすい保障内容

「あれも保障」「これも保障」とすれば見た目が充実しますが、もともと保険はリスクに対して万能ではなく、すべての経済的リスクを保険でカバーしようとするには無理があります。むしろ貯金などの組み合わせで「充実の備え」とすることをお勧めします。

シンプル&ほどほどの保障であれば「リスク対策の素材」として使いこなしやすいのではないのでしょうか。



# 重要事項説明書

## ご契約の概要・注意喚起情報

### 1. この書類について 【ご契約の概要・注意喚起情報】

- この書類は、保険契約に関する重要事項の説明文書です。ご契約のお申込に際して必ずお読みください。
- この書類は、ご契約をお申込されるか否かを判断する上で必要だと考えられる契約上の主要な情報を掲載しています。(詳細なご契約条件は保険約款に掲載されていますが、保険約款はご契約のお申込を受付した後にお送りしています。事前に詳細な条件の確認を希望される方は、弊社募集代理店または弊社にその旨をお申しつけ下さい。)
- この書類は、「ご契約の概要」「注意喚起情報」「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項」「個人情報保護方針」で構成されています。「ご契約の概要」は、ご契約をお申込される際に理解していただきたい事項のご説明です。「注意喚起情報」は、お客様として思わぬ不利益が生じかねないことなど、特にご確認いただきたい事項のご説明です。このほか、ご契約に際してご同意が必要となる「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項」や、お客様の個人情報のお取り扱いに関する「個人情報保護方針」も掲載されていますので、必ずお読みください。

### 2. この保険の仕組み 【ご契約の概要】

- この保険は、被保険者が、当社の定義する就業不能の状態となり、その期間が7日以上継続した場合に給付金が支払われる保険です。

### 3. 保障の内容(お支払事由、給付金額) 【ご契約の概要】 ※ 給付日額、給付限度日数はパンフレットでご確認下さい。

	給付金	給付金のお支払事由	給付金額
主契約(就業不能保険)	就業不能給付金	<p>被保険者が、責任開始日以降に発生した傷病により、保険期間内に、あらゆる業務にまったく従事することができない状態(就業不能)となり、その期間が7日間以上継続した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的には、客観的かつ合理的に確認することができる、以下に該当する場合(状態・連続した期間)を「就業不能」とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 治療のため入院した場合(期間) <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、日本国内の病院または診療所に入り、常に医師の管理下で治療に専念した場合(期間)</li> </ul> </li> <li>② 治療上の必要から医師より絶対安静の指示を受けた場合(期間) <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 身体を動かすことが治療の妨げとなったり症状悪化の要因となることを理由として、医師から絶対安静を指示された場合(期間)</li> <li>※ 感染症の拡大防止を目的とした外出禁止(期間)は含まれません。</li> </ul> </li> <li>③ 日常生活動作に著しい支障が生じた場合(期間) <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 他人の援助を得ることなしには日常生活を営むことが出来ない状態となった場合(期間)</li> </ul> </li> <li>④ 上記②③と同様の状態であった場合(期間)</li> </ul> </li> <li>「特定の仕事に従事できない」ことではなく「あらゆる仕事に従事できない」ことが基準になります。</li> <li>就業不能の状態とその期間は、医師が作成した診断書を基本として当社が判断します。</li> <li>お支払上、就業不能の状態であったことは客観的かつ合理的に確認できることが必要です。傷病の発生から受診するまでの期間や、自己判断で「大事をみた」期間等はお支払対象にならないことがあります。</li> <li>機能回復訓練(リハビリ)を主目的とした期間は、お支払対象にならないことがあります。</li> <li>柔道整復師による施術など医師以外による医業、その他医業類似行為は「治療」として扱いません。(施術証明書等を診断書として扱いません。)ただし、医師の診断を受けた後に医師の指示によって行われた柔道整復師による施術はこの限りではありません。</li> <li>死亡した後は、就業不能の期間に含まれません。</li> </ul>	就業不能給付日額 × 就業不能日数

### 4. 給付金が支払われないケース・お支払いが減額となるケース、お支払い回数の制限等 【ご契約の概要】【注意喚起情報】

免責事項	<p>正当な理由なく治療を受けなかった場合 / 故意または重大な過失 / 配偶者・親族・同居人からの暴行や犯罪行為による傷病 / 精神障害、その他発作症状に起因する傷病 / 無免許運転中に生じた事故 / 酒気帯び運転・酒酔い運転中に生じた事故 / 危険性の高い職業[→別表1]に従事していたこと、または危険性の高いスポーツ[→別表2]を行っていたことによる傷病 / 薬物依存に起因する傷病 / 酩酊・多幸感・幻覚をもたらす薬物(アルコールを含む)を摂取したことによる傷病 / 戦争・事変・暴動、地震・噴火・津波の事故・災害に伴う傷病および原子力施設内で働いたことのある人の原子力力の事故・災害に伴う傷病 / 腰痛・背痛、腰椎捻挫等(いわゆる「ぎっくり腰」)、頸椎捻挫・外傷性頸部症候群等(いわゆる「むち打ち症」) ※ レントゲン・CT等による他覚的症状が認められるものを除く。</p>	給付金のお支払対象外
お支払制限	<p>発生を自覚した時期や受診歴の有無にかかわらず、新規契約における責任開始日の前日から過去5年間に発生していた傷病(経過観察中の状態も含む)の症状悪化または再発、それらと医学的に重要な関係のある傷病、それらと同じ特定疾病群[→別表3]の傷病(医学的見地から関係がまったくない場合を除く) / 受診歴の有無にかかわらず、新規契約における責任開始日の前日から過去3ヶ月間に生じていた症状や発症部位に関する傷病 / 発生を自覚した時期や受診歴の有無にかかわらず、新規契約における責任開始日の前日から過去2年間に受診した健康診断で異常を指摘された部位・機能に関する傷病 / 発生を自覚した時期や受診歴の有無にかかわらず、新規契約における責任開始日以前に発生していた身体障害の加重や身体障害による傷病</p>	<p>給付金のお支払対象外 (ただし、その傷病が完治してから、または異常が存在しないことの診断を得てから5年以上を経過し、その間に関連症状の発生や再発等がなければ給付金のお支払対象となります。)</p>
お支払制限	切迫流産・切迫早産、その他ご妊娠やご出産に伴うご病気によるもの(異常妊娠等)	<p>労働基準法第65条に規定されている産前・産後の休職期間を給付日数に算入しない</p> <p>要因にかかわらずお支払は通算で1回まで</p>

## 重要事項説明書 ご契約の概要・注意喚起情報

お支払制限・その他	適応障害の症状によるもの(職場に行くことでストレス性の症状が発生する場合など。抑うつ症状や心身症等のストレス性疾患を含みます。)	1回の保険事故につきお支払は30日まで
	症状が不安定な体調不良や、客観的所見に乏しい体調不良など(更年期障害等)	1回の保険事故につきお支払は30日まで
	インフルエンザ等(伝染性感染症)によるもの	入院を伴わない就業不能はお支払対象外(入院を伴っても、感染の拡大防止を目的とした入院期間はお支払対象外)
	新規契約時における現症・既往症を主な原因とした傷病や症状悪化、治療不良等	影響の程度により減額でお支払、またはお支払対象外
	就業不能給付金の支払回数が、初回契約からの通算で3回に達した場合	保険契約が終了する
	就業不能給付金の支払金額が、初回契約からの通算で80万円に達した場合	

### 5. 責任開始日、契約日、保険期間、契約の成立、および契約更新に関する事項 【ご契約の概要】【注意喚起情報】

- 責任開始日は、当社が保険契約の引受を承諾した日の翌月1日となります。
- 責任開始日を契約日として、保険期間は契約日の0時から1年間となります。
- 新規契約の成立は、1回目の保険料の払込が所定の払込期日までに行われることを必要とします。
- 保険契約者からの不継続の申し出がない限り、契約日の1年後の応当日を更新日として自動的に契約更新されます。ただし、更新日における被保険者の満年齢が当該契約(保障プラン)の引受範囲でない場合には契約更新が取り扱われません。(各保障プランには被保険者の年齢範囲が設けられています。パンフレットでご確認ください。)

### 6. 保険料の金額、払込方法、払込期日、払込猶予期間、および失効に関する事項 【ご契約の概要】【注意喚起情報】

- 保険料は、契約日または更新日における被保険者の満年齢に応じた金額が適用されます。なお保険料が見直される場合には、原則として契約更新のタイミングで新たな保険料が適用されます。
- 保険料の割増・割引はありません。
- 保険料の払込方法は、口座振替(年払)、クレジットカード払(年払)、または団体集金(給与からの控除、月払 ※ 提携団体のみとなります。)なお、募集経路(ご案内する団体等)によって保険料の払込方法のお取り扱いが異なります。パンフレットでご確認ください。
- 保険料の払込期日は、責任開始日(更新契約における毎年の応当日を含みます。)の前日となります。ただし口座振替の場合には当社指定の口座振替日を払込期日とします。
- 保険料が払込期日までに払い込まなかった場合の払込猶予期間は、払込期日の翌月末となります。払込猶予期間に所定の保険料が払い込まなかった場合には、その期間の最終日の翌月1日をもって保険契約は失効します。なお、契約失効後の復活は取り扱われません。

#### 【クレジットカード払のお取り扱いについて】(補足)

- 当該クレジットカードの有効性や利用限度枠内であること等の確認(以下、「カード決済」といいます。)が行われた日を払込日とみなします。
- 責任開始日・更新日の属する月の前月にカード決済が行われます。
- 更新契約のカード決済においてカードの有効性や利用限度枠内であること等が確認できなかった場合には、翌月の末日までに当社指定の金融機関口座に振り込んでください。期日まで保険料の全額が払い込まれない場合には、その翌月の1日に契約が失効します。
- カード会社からの請求日・口座振替日は、ご加入のカード会社にお尋ねください。

#### 【口座振替のお取り扱いについて】(補足)

- 口座振替日は毎月の27日(金融機関休業の日は翌営業日)です。この日に保険契約者が指定した口座より保険料が引き落としされます。
- 新規契約の1回目の口座振替は、責任開始日の属する月の翌月の口座振替日に行われます。  
※ 新規契約の1回目の口座振替ができなかった場合には再振替は行われず、当該保険契約は契約日に遡って不成立となります。それ以降の口座振替は、更新日の属する月の口座振替日に行われます。
- 預金残高の不足等により口座振替ができなかった場合には、翌月に再振替となります。再振替もできなかった場合には、その翌月の1日をもって保険契約が失効します。

### 7. 告知義務、および通知義務 【注意喚起情報】

- ご契約申込時には、被保険者となる方の健康状態など弊社が告知を求めた事項について、事実をありのままに告知していただくことが必要です。事実が告げられていない場合や事実と異なることが告げられていた場合には、給付金・保険金が支払われないことがあります。また、故意または重大な過失によって不正な告知となっていた場合には、契約が解除されます。
- 以下に該当する事実が生じた場合には、当社に通知してください。必要な通知がなされなかったことで生じたお客様の不利益は、当社として責任を負いかねます。 保険契約者の変更 / 保険契約者・被保険者の改姓名や住所・連絡先の変更 / 保険料の払込に使用するクレジットカードや振替口座の変更 / 被保険者の職業変更 / 被保険者の3ヶ月を超過する就業不能の発生(保険事故に該当しない場合を含みます。)

### 8. 特別解除について 【注意喚起情報】

- 保険契約者、被保険者、給付金・保険金受取人が下記のいずれかに該当することが判明した場合には、保険契約が解除されることや、給付金・保険金が支払われないことがあります。
  - 反社会的勢力に該当すると認められる場合
  - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合
  - 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
  - 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる場合
  - その他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められた場合
  - 給付金・保険金の請求にかかわらず、他の保険契約との重複によって被保険者にかかる給付金・保険金の合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する恐れのある場合。

※ ここでいう反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業など、暴力、威力や詐欺的手法によって経済的利益を追求する集団または個人をいいます。

### 9. 配当金、解約返戻金に関する事項 【ご契約の概要】

- 配当金は支払われません。
- 解約に伴い未経過となる保険期間の保険料が払い込まれていれば、所定の計算方法により解約返戻金が支払われます。(年払の場合)

### 10. クーリング・オフについて 【注意喚起情報】

- ご契約お申込後の撤回(クーリング・オフ)はできません。

# 重要事項説明書

ご契約の概要・注意喚起情報 / 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項

## 1.1. 少額短期保険業者の引受制限 【注意喚起情報】

- 少額短期保険は、法令により一人の被保険者に対する保険金額について1,000万円(低発生率保険については別枠で1,000万円)を上限とする引受制限があります。さらに、いわゆる医療保険分野(この就業不能保険など)は80万円を限度とするなど、保険分野ごとの引受制限が設けられています。また一の保険契約者についても、保険分野ごとの引受限度額の100倍を上限とする引受制限があります。
- このほか、少額短期保険は保険分野ごとの保険期間も制限されており、例えば医療保険分野や生命保険分野では保険期間が1年以内とされています。

## 1.2. この保険の収支が悪化した場合、当社の経営に重大な問題が生じた場合の対応 【ご契約の概要】【注意喚起情報】

- この保険の収支等の事情によっては、契約更新のタイミングで保険料を増額、または給付金・保険金額を減額することがあります。また、この保険が不採算となって収支の改善が見込めない場合には、この保険の販売と更新を取り扱わなくなることがあります。
- 給付金・保険金のお支払事由があらかじめ見込まれていた水準を大きく上回って発生し、更新時の対応では収支の改善が見込めない場合には当社は、保険期間中であっても保険料を増額することや給付金・保険金のお支払額を減らすことがあります。
- 一時に多くのお支払事由が発生し、この保険の基礎計算に重大な影響が及ぶことで保険運営にも重大な影響が生じた場合には、当社は給付金・保険金のお支払額を減らすことがあります。
- 当社が経営破綻した場合には、生命(損害)保険契約者保護機構(セーフティネット)による資金援助や保護を受けられません。また、保険業法第270条の3第2項第1号の「補償対象契約」にも該当しません。なお、弊社は事業の規模に応じた営業保証金を国に供託することで、万が一の際の備えとしています。

## 1.3. 苦情や相談の窓口(手続実施基本契約の相手方となる指定ADR機関の商号または名称) 【注意喚起情報】

- 当社の募集・運営に関する苦情、給付金・保険金のお支払に対する異議申し立て等は、当社(Tel.050-8892-3590 月~金曜日 ※ 祝日、および年末年始を除く 9:00~17:00)で受付します。なお、弊社はコンプライアンス委員会を設置しており、これらお申出に対する対応や判断について審議・検証をしています。
- 当社との間で生じた問題が解決しない場合には、裁判外での紛争解決を目的とした指定紛争解決機関(金融ADR)の「少額短期ほけん相談室」(一般社団法人日本少額短期保険協会 Tel.0120-82-1144 月~金曜日 ※ 祝日、および年末年始を除く 9:00~12:00/13:00~17:00 / Fax.03-3297-0755)を利用することができます。

### 別表 1 (危険性の高い職業)

[1] 鉱業:坑内・坑外作業員 [2] 土石採掘業:石材・土砂採掘作業員 [3] 建設業:土木・建設現場作業員、潜水・潜函・サルベージ等作業員 [4] 職業スポーツ家:プロまたはプロに準ずる立場でスポーツを行っている者(競輪・競艇の競技者、競馬の騎手、レーサー、テストドライバー、ボクサー、レスラー等) [5] その他専門的職業従事者:戦争カメラマン、山岳・水中カメラマン、スキューバダイビングインストラクター、ライフセイバー、犬訓練師・調教師、馬調教師等 [6] その他販売従事者:鉄砲(狩猟者を含む)・火薬類を取り扱う者 [7] その他:高所作業員(3階以上の屋外壁面清掃員、煙突清掃員、送電線架線工等)

### 別表 2 (危険性の高いスポーツ)

① 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をしている間。 ② 自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含む)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技・競争・興行(そのための練習を含む)・テストドライブをしている間。 ③ 航空運送業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除く)の操縦をしている間。

### 別表 3 (特定疾病群)

[1] 心筋梗塞、心臓弁膜症、心筋症、心不全、狭心症、先天性心臓病、不整脈、心室細動、冠不全、その他心臓の疾患 [2] 脳卒中(脳出血・脳血栓・くも膜下出血・脳梗塞・脳塞栓・失語症)、その他脳血管疾患 [3] 高血圧症、低血圧症、動脈硬化症、動脈瘤、静脈瘤、その他循環器系の疾患 [4] 肺性心、肺結核、間質性肺炎、けい肺、じん肺、肺炎、肺化膿症、胸膜炎、自然気胸、肺気腫、膿胸、肺梗塞、肺のう腫、その他肺の疾患 [5] 慢性気管支炎、気管支拡張症、ぜんそく、その他気管・気管支の疾患 [6] 慢性副鼻腔炎(蓄膿症)、その他鼻の疾患 [7] 咽頭炎、喉頭炎、その他喉の疾患 [8] 食道狭窄、胃腸炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、その他食道・胃・十二指腸の疾患 [9] 潰瘍性大腸炎、クローン病、腹膜炎、大腸炎、腸閉塞、痔、脱肛、鼠径ヘルニア、陰囊ヘルニア、大腿ヘルニア、その他大腸・小腸の疾患 [10] 食道静脈瘤、肝硬変、急性肝炎、慢性肝炎、A型肝炎、B型肝炎、C型肝炎、肝機能障害、黄だん、その他肝臓の疾患 [11] 胆石、胆のう炎、その他胆のうの疾患 [12] すい炎、その他すい臓の疾患 [13] 口腔・歯・歯の支持組織の疾患 [14] 慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症、ネフローゼ、腎性高血圧症、のう胞腎、腎結核、急性腎炎、腎う炎、膀胱炎、尿道炎、その他腎臓・泌尿器の疾患 [15] 腎臓結石、尿路結石、膀胱結石 [16] 前立腺炎、前立腺肥大症、子宮筋腫、子宮内膜症、子宮筋症、子宮頸管炎、卵巣のう腫、その他男性・女性性器の疾患 [17] 乳腺症、乳腺炎、その他乳房の疾患 [18] バセドウ病、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、その他甲状腺の疾患 [19] 糖尿病 [20] 高脂血症、高コレステロール血症 [21] 痛風、高尿酸血症 [22] すべてのがん [23] リウマチ、膠原病、脊椎カリエス、後縦靭帯骨化症、関節炎、骨髄炎 [24] 椎間板ヘルニア、腰痛、その他骨・筋肉系および結合組織の疾患 [25] 慢性中耳炎、中耳炎、メニエール病、めまい、その他耳(内耳・中耳・外耳・乳様突起)の疾患 [26] 白内障、緑内障、網膜・角膜の病気、その他眼の疾患 [27] 脳炎、脳膜炎、髄膜炎、パーキンソン病、てんかん、その他中枢神経の疾患 [28] 神経炎、神経痛、筋ジストロフィー症、重症筋無力症、自律神経失調症、その他抹消神経の疾患 [29] 異常妊娠、帝王切開、その他の異常分娩 [30] 梅毒、淋病、その他性病 [31] 皮膚・皮下組織の疾患 [32] 白血病、貧血、悪性貧血、その他血液・造血器の疾患 [33] 認知症、アルコールによる精神障害、統合失調症、躁うつ病、ストレス関連障害、睡眠障害、その他精神の疾患 [34] 既往障害部位に関係した疾患

## 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項 ※ ご契約に際して、以下の事項に同意していただくことが必要となります。

- 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかにも該当する行為を行わないことを確約します。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為

# 重要事項説明書 個人情報保護方針

## 個人情報保護方針

当社は、個人情報の重要性を深く認識し、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」といいます。)、および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「マイナンバー法」といいます。)、その他の関連法令(ガイドラインを含む。)を遵守して、個人情報、特定個人情報および個人番号(以下、「特定個人情報等」といいます。)を適正に取り扱います。

※ 文中の「個人情報」および「個人データ」には特定個人情報等は含まれません。

### 1. 個人情報、特定個人情報等の取得

- ・ 当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。
- ・ 当社は、マイナンバー法で規定されている個人番号関係事務を処理するために必要な範囲内で、利用目的を明示した上で、特定個人情報等を取得します。

### 2. 個人情報、特定個人情報の利用目的

- ・ 当社は、取得した個人情報を以下の業務に必要な範囲内で利用し、それ以外の目的では利用しません。

保険契約の審査・引受、維持管理、更新 / 給付金・保険金の支払(損害査定調査) / 当社が有する債権の回収 / 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求 / 当社が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施 / 各種イベント・キャンペーン・セミナーのご案内、各種情報の提供 / 当社、グループ企業・提携先企業が取り扱う商品・サービスのご案内 / お問合せ・ご依頼等への対応 / その他上記に付随する業務ならびにお客様とのお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

- ・ 当社は、取得した特定個人情報等を以下の業務に必要な範囲内で利用し、それ以外の目的では利用しません。

役員・従業員以外の個人に係る特定個人情報等	保険取引に関する法定調書作成事務 / 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務 / その他、これらに関連する事務
役員・従業員に係る特定個人情報等	源泉徴収票・支払調書作成事務 / 雇用保険届出事務 / 健康保険・厚生年金保険届出事務 / 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務 / 国民年金第3号被保険者の届出事務 / その他、これらに関連する事務

### 3. 個人情報・個人データ、特定個人情報等の第三者への提供

- ・ 当社は、以下の場合を除いて、本人の同意なく第三者に個人情報および個人データを提供しません。

利用目的の達成に必要な範囲内で業務委託先(代理店等を含む)等に提供する場合 / 再保険の手続きを行う場合 / 法令等に基づく場合 / 少額短期保険協会、他の少額短期保険業者および保険会社との間で共同利用を行う場合 / グループ企業・提携先企業との間で共同利用を行う場合

- ・ 当社は、マイナンバー法で規定されている個人番号関係事務を処理するために必要な場合またはマイナンバー法で特定個人情報等の提供が特例的に認められるケースを除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

### 4. 個人データ・特定個人情報等の取り扱いの委託

- ・ 当社は利用目的の範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取り扱いを外部に委託することがあります。その場合、当社は、委託先との間で取り扱いに関する契約を結ぶなど、適切な管理監督を行います。

### 5. 個人情報の共同利用 ※ 特定個人情報等は含まれません。

- ・ 当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに、給付金・保険金のお支払または保険契約の解除、取消もしくは無効を判断するための参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会することがあります。(支払時情報交換制度)
- ・ 当社は、グループ企業・提携先企業が取り扱う商品・サービス等の案内のために、グループ企業・提携先企業との間で、個人データを共同利用することがあります。

個人情報の項目 : 住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日  
個人情報管理責任者 : LASHIC少額短期保険株式会社  
グループ企業・提携先企業 : インフィック株式会社

### 6. センシティブ情報(特に慎重に取り扱われるべきデリケートな個人情報)の取り扱い

- ・ 当社は、適切な業務運営を確保するために必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供を行います。(なお、センシティブ情報は法令により利用目的が限定されており、その他の目的では利用できません。)

### 7. 個人情報、特定個人情報等の安全管理

- ・ 当社は、個人情報、特定個人情報等の、漏えい・滅失・き損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、必要な保安対策を講じます。

### 8. 個人情報保護方針の改訂

- ・ 当社は、法令等の変更や必要に応じて、いつでも事前の予告なく「個人情報保護方針」を改訂することがあります。この場合、当社は最新の「個人情報保護方針」を当社サイト上に掲載いたします。

### 9. ご相談や苦情の窓口(個人情報および特定個人情報等の通知、開示・訂正・利用停止等)

- ・ 当社の個人情報および特定個人情報等の取り扱い、ならびに安全管理措置に関するご相談、ご照会、または苦情については、下記までご連絡ください。
- ・ 個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求についても、下記までご連絡ください。本人であることを確認させていただいたうえで、所定の方法により手続きを行い、後日、回答します。なお、通知および開示請求については、所定の手数料を申し受けします。

[ご連絡先] LASHIC少額短期保険株式会社  
電話番号 : 050-8892-3590 受付時間 : 月～金曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)

- このパンフレットには2024年4月1日現在の情報が掲載されています。
- 保障や募集などの条件は将来に変更されることがあります。その場合には、このパンフレットに掲載された情報は無効となります。



## 働く人の目線から保障を捉え直しました

病気やケガは誰しも日常の中で経験することですが、身動きが大きく制限されるような状態が1週間以上続くようであれば、これは日常と異なるおおごとです。収入の減少や支出の増加などの経済的な影響も心配です。

そこで、入院に限らずこうした療養生活全般の経済的リスクを保障しようとするのがこの保険です。自宅療養であつても「これでは誰でも、どんな仕事でも休まざるをえない」ような状態であれば、客観的にその事実が確かめられる期間は保障の対象になります。